

令和3年6月21日

学生各位

学 長

新型コロナウイルス感染再拡大の防止について

京都府では、緊急事態宣言が6月20日に解除されたものの、21日から宣言に準じた「まん延防止等重点措置」に移行しており、今後何よりも警戒すべきことは、大きなリバウンド（感染再拡大）を起こさないこととされている。本学においても、学生・教職員に対しワクチン接種を行うなど感染拡大の防止に努めているが、予断を許さない状況にある。

これらのことを踏まえて、附属病院が第1種感染症指定医療機関であることに鑑み、今後、医療人になるべくして学んでいる学生各位におかれては、引き続き感染再拡大防止に向けた取り組みが不可欠であることを改めて自覚して、下記の取り組みを徹底願いたい。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の終息の目処が見えないもとの、不安な日々を過ごしている学生への支援は、最も重要と考えており、気軽に教育支援課等に相談願いたい。

記

1 会食等について

- 次に記載する内容のほか、別途、学生部長から発出される学事・クラブ活動・行動の基準に沿った行動を行うこと
- 会食する者同士がワクチンを2回接種していること、及び感染が懸念されるような健康状態ではないことが確認された場合に、家族や普段一緒に居る人以外との会食は可とするが、京都府のガイドラインを踏まえ、4人以下での会食とするとともに、会食時間は2時間以内とすること。
- 会食は、業界団体等で作成されている業種別ガイドラインにそった取り組みがなされている飲食店の利用に努めること
- 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入りは禁止
- クラブ・サークル等での飲食を伴う行事は禁止
- 大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊は禁止
- 食事中も含めた、マスクを外しての会話は禁止
- クラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等）や3密のある場所の利用は自粛すること

2 外出及び国内での移動について

- 不要不急の外出は避けること
- 感染が拡大している都道府県への旅行等は自粛すること

3 教育支援課等への報告

- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と接触した場合は、速やかに教育支援課を通じて、保健管理センター（電話 075-251-5080）に報告すること

4 新しい生活様式への対応

- マスク着用、手洗い、身体的距離の確保、三密の回避を徹底すること

5 その他

- 大学としては、コロナ等で不安を感じている学生に対して寄り添って、できる限りのサポートをしたいので、気軽に教育支援課（旧学生課）（電話 075-251-5228）や保健管理センター（電話 075-251-5080）にご相談ください。